

1. 告発日時 令和7年7月22日（火）9時30分頃

2. 事案概要

白井市富士の飲食店が入る複合用途ビル（木造一部鉄骨造3階建て）で、自動火災報知設備などの設置命令に従わなかったとして、同ビルの所有者に対し、消防用設備等の設置維持命令違反で印西警察署に告発したことについて、令和8年1月19日（月）、印西警察署から千葉地方検察庁に書類送検されました。

3. 経緯

被告発者は、過去にも消防用設備の設置命令を受けたものは正せず、消防の告発により起訴され罰金刑を課せられています。その後も消防の指導に応じず違反は正されない状態が続いているため、令和7年7月22日（火）、再度の告発に至り、印西警察署の捜査を経て、書類送検に至ったもの。

4. 今後の対応

防火対象物の利用者の安全を守るため、今後も迅速かつ、厳正に対処していきます。